

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 所得税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・熊本東税務署長

平成21年1月20日棄却・不受理・確定

（第一審・熊本地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年1月30日判決、本資料256号－31・順号10291）

（控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年12月6日判決、本資料257号－236・順号10845）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年1月20日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	小山 信二郎
被上告人兼相手方	熊本東税務署長 大久保 清
同指定代理人	河本 哲志